

## 審 議 会 等 の 概 要

審議会等の名称	川崎市多文化共生社会推進協議会
根拠法令等	川崎市附属機関設置条例
設置年月日	令和 2年 4月 1日
所掌事務	国籍、民族又は文化の違いを豊かさとして生かし、全ての人相互に認め合う多文化共生社会を実現するための施策の推進に関する指針その他当該施策の推進に必要な事項に関して調査審議すること。
委員数	5人以内
委員の構成	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の役職員
会議公開・非公開	公開
非公開の理由	
事務局担当課	市民文化局 市民生活部 多文化共生推進課 電 話 044-200-2846 ファックス 044-200-3707